

燕市地域密着型サービス整備事業者応募申込書

令和 年 月 日

燕市長 様

法人所在地
法人名称
代表者職・氏名

関係書類を添えて応募します。

施設種類		認知症対応型共同生活介護		
施設名称(仮称)				
介護事業開始予定日		令和 年 月 日		
事業計画		様式9のとおり		
事業開設予定地の概況	住所	燕市		
	整備地区			
	敷地面積	m ²	地目	
	用途地域	(地域) ・ 用途指定なし		
	都市計画区域	都市計画区域内 ・ 都市計画区域外		
	農業振興区域	該当(青地) ・ 該当(白地) ・ 非該当		
	土地利用に対する承認	承認済み・承認申請中 (年 月頃許可)・今後申請 (年 月頃)・なし		
	所有状況 (見込みを含む)	法人所有 ・ 購入予定 ・ 賃貸済み ・ 賃貸予定(交渉済・交渉中・未交渉)		
建物の概要	建物構造	造	階建て	m ² (床)
	所有状況 (見込みを含む)	法人所有 ・ 購入予定 ・ 賃貸済み ・ 賃貸予定(交渉済・交渉中・未交渉)		
整備費補助		☐ 申請します ☐ 申請しません		
		(補助金採択されなかった場合) ☐ 補助なしで設置 ☐ 設置辞退		
連絡先	書類送付先	(〒 -)		
	氏名			
	TEL/FAX/e-Mail			

法人の概要について

作成日：令和 年 月 日

法人の基本事項

法人名				
代表者氏名				
法人所在地				
法人設立 年月日	年 月 日			
法人形態	☐ 社会福祉法人 ☐ 医療法人 ☐ 株式会社 ☐ その他()			
現在の事業	事業所名 (事業種別)	事業開始年月日 (運営年数)	事業所所在地	定員
	()	年 月 日 (年 ヶ月)		
	()	年 月 日 (年 ヶ月)		
	()	年 月 日 (年 ヶ月)		
	()	年 月 日 (年 ヶ月)		
	()	年 月 日 (年 ヶ月)		
	()	年 月 日 (年 ヶ月)		
	()	年 月 日 (年 ヶ月)		

※ 運営年数は、令和6年4月1日を基準に記入してください。
※ 事業種別には、訪問介護、通所介護などのサービス種別を記入してください。
※ 記入欄が足りない場合は、行を追加していただくか、別紙添付としてください。

様式3-1

役 員 等 名 簿				
(ふりがな)	生年月日	住所		任期
氏 名	役職名・呼称	TEL	FAX	上段:開始年月日 下段:満了年月日

備考 当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等の支配力を有するものと認められる者を含む。)及び事業所を管理する者について記入してください。

役員略歴

法人の役職名及び氏名

就任年月日	職歴	社会的活動歴
離任年月日		

役員1人ついて1枚作成してください。
記入欄が不足等する場合には、適宜追加等してください。

様式 4

年度別職員採用離職状況

年度	職種分類	採用者数	離職者数	年度末職員数
令和 5 年度	訪問介護員			
	介護職員			
	看護職員			
	介護支援専門員			
	相談員			
	PT・OT・ST等			
	サービス提供責任者			
	合計			
令和 4 年度	訪問介護員			
	介護職員			
	看護職員			
	介護支援専門員			
	相談員			
	PT・OT・ST等			
	サービス提供責任者			
	合計			
令和 3 年度	訪問介護員			
	介護職員			
	看護職員			
	介護支援専門員			
	相談員			
	PT・OT・ST等			
	サービス提供責任者			
	合計			
令和 2 年度	訪問介護員			
	介護職員			
	看護職員			
	介護支援専門員			
	相談員			
	PT・OT・ST等			
	サービス提供責任者			
	合計			

介護保険法第78条の2第4項各号及び第115条の12第2項各号の規定に
該当しない旨の誓約書

年 月 日

燕市長 様

所在地

申請者

法人名

代表者名

申請者及び役員等が下記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

記

【介護保険法第78条の2第4項】

市町村長は、第1項の申請があった場合において、次の各号（病院又は診療所により行われる複合型サービス（厚生労働省令で定めるものに限る。第6項において同じ。）に係る指定の申請にあつては、第6号の2、第6号の3、第10号及び第12号を除く。）のいずれかに該当するときは、第42条の2第1項本文の指定をしてはならない。

- 1 申請者が市町村の条例で定める者でないとき。
- 2 当該申請に係る事業所の従業員の知識及び技能並びに人員が、第78条の4第1項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第5項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業員に関する基準を満たしていないとき。
- 3 申請者が、第78条の4第2項又は第5項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な地域密着型サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。
- 4 当該申請に係る事業所が当該市町村の区域の外にある場合であつて、その所在地の市町村長（以下この条において「所在地市町村長」という。）の同意を得ていないとき。
- 4の2 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 5 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 5の2 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 5の3 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。

6 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、第78条の10（第2号から第5号までを除く。）の規定により指定（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定を除く。）を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

6の2 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、第78条の10（第2号から第5号までを除く。）の規定により指定（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定に限る。）を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

6の3 申請者と密接な関係を有する者（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者と密接な関係を有する者を除く。）が、第78条の10（第2号から第5号までを除く。）の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

7 申請者が、第78条の10（第2号から第5号までを除く。）の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第78条の5第2項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）又は第78条の8の規定による指定の辞退をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

7の2 前号に規定する期間内に第78条の5第2項の規定による事業の廃止の届出又は第78条の8の規定による指定の辞退があった場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等若しくは当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者又は当該指定の辞退に係る法人（当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等若しくは当該指定の辞退に係る法人でない事業所（当該指定の辞退について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

8 申請者が、指定の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

9 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人で、その役員等のうちに第4号の2から第6号まで又は前3号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。

10 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人で、その役員等のうちに第4号の2から第5号の3まで、第6号の2又は第7号から第8号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

11 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人でない事業所で、その管理者が第4号の2から第6号まで又は第7号から第8号までのいずれかに該当する者であるとき。

12 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人でない事業所で、その管理者が第4号の2から第5号の3まで、第6号の2又は第7号から第8号までのいずれかに該当する者であるとき。

【介護保険法第115条の12第2項】

市町村長は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第54条の2第1項本文の指定をしてはならない。

1 申請者が市町村の条例で定める者でないとき。

2 当該申請に係る事業所の従業員の知識及び技能並びに人員が、第115条の14第1項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第5項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業員に関する基準を満たしていないとき。

3 申請者が、第115条の14第2項又は第5項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な地域密着型介護予防サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。

4 当該申請に係る事業所が当該市町村の区域の外にある場合であって、その所在地の市町村長の同意を得ていないとき。

4の2 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

5 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

5の2 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

5の3 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。

6 申請者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、第115条の19（第2号から第5号までを除く。）の規定により指定（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定を除く。）を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

6の2 申請者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、第115条の19（第2号から第5号までを除く。）の規定により指定（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定に限る。）を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

6の3 申請者と密接な関係を有する者が、第115条の19（第2号から第5号までを除く。）の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

7 申請者が、第115条の19（第2号から第5号までを除く。）の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第115条の15第2項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

7の2 前号に規定する期間内に第115条の15第2項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

8 申請者が、指定の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

9 申請者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人で、その役員等のうちに第4号の2から第6号まで又は前3号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。

10 申請者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人で、その役員等のうちに第4号の2から第5号の3まで、第6号の2又は第7号から第8号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

11 申請者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人でない事業所で、その管理者が第4号の2から第6号まで又は第7号から第8号までのいずれかに該当する者であるとき。

12 申請者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人でない事業所で、その管理者が第4号の2から第5号の3まで、第6号の2又は第7号から第8号までのいずれかに該当する者であるとき。

役員等に暴力団員等がないことなどの誓約書

令和 年 月 日

燕市長 様

所在地

申請者

法人名

代表者名

本法人、申請者及び役員等が下記のいずれにも該当しないものであることを誓約します。

記

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。

事業計画書

法人名	
-----	--

① 基本方針

1 法人の基本理念について

2 施設の基本方針について

② 運営方針

1 利用者への情報提供・情報公開について

2 介護サービスの質の向上策について

3 職場環境について

4 利用者尊厳の保持について

5 苦情に対する取組みについて

6 事故防止や事故発生時の対応について

7 衛生管理等の対策について

8 非常災害対応について

9 虐待防止への取組みについて

10 個人情報保護対策について

③ 地域との連携及び施設の特徴

1 地域密着型施設としての地域との連携について

2 施設面での利用者や地域への配慮について

3 環境や災害発生時への配慮について

4 地域への貢献について

④ 事業の実現性と継続性

1 資金計画について

2 収支見込について

3 母体法人等の経営状況について

4 法人の代表や役員等について

5 利用者の確保(施設稼働率)の考え方について

6 人材確保の確実性について

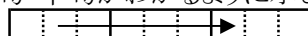
事業開始までのスケジュール

[illegible]

※1 実施項目毎に→で実施期間を示してください。

※2 1月を3分割していますので、開始・終了の時期は上旬・中旬・下旬がわかるように示してください。

(例) ある月の中旬から翌々月の月上旬が実施期間の場合



※3 記入欄が不足等する場合には、適宜追加等してください。

人員等に関する事項

(認知症対応型共同生活介護)

共同生活住居数		戸							
従業者の職種・員数		管理者		計画作成者		介護職員①		介護職員②	
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
常勤(人)									
非常勤(人)									
常勤換算後の人数(人)									
利用定員						人		人	

備考 ①・②はユニットごとの人数を記載してください。

資 金 計 画 に つ い て

(認知症対応型共同生活介護)

1 設置に係る総事業費

(1) 事業費内訳(金額の単位はいずれも「千円」)

		総事業費	備 考
土地取得関係費		0	
内 訳	土地購入費		
	土地権利費(敷金等)		
	その他		
建物建設関係費		0	
内 訳	建築費(改修費含む)		
	設計費		
	外構工事費		
	造成工事費		
	その他		
その他費用		0	
内 訳	初度調弁・備品購入費		
	運転資金(3ヶ月分)		
	その他		
事業費計		0	

(2) 財源内訳(金額の単位はいずれも「千円」)

		総事業費	備 考
自己資金		0	
内 訳	法人預金		☐ 預金残高証明書を添付
	その他		
補助金		0	
借入金(元金を記入)		0	
その他		0	
内 訳	寄付金		☐ 理事会議事録、念書等を添付
	出資金		☐ 理事会議事録、念書等を添付
	その他		
財源内訳計		0	

2 借入金について(借入金のある場合のみご記入ください)

(1)借入金に対する償還計画

償還 年次	償還額(単位:千円)			左記に対して、予定している返還財源
	元金	利息	合計	
1			0	
2			0	
3			0	
4			0	
5			0	
6			0	
7			0	
8			0	
9			0	
10			0	
11			0	
12			0	
13			0	
14			0	
15			0	
16			0	
17			0	
18			0	
19			0	
20			0	
合計	0	0	0	

※記入欄が足りない場合は適宜追加してください。

(2)金融機関との折衝状況

☐ 書面による確約を得ている。	☐ 口頭による確約を得ている。
☐ 現在交渉中。	

[illegible]

施設利用料金表

居住費（家賃）	円（月 額）
食材料費（食費）	日額（ 円） × 30日 = 円
日常生活費・その他	円（月 額）
算出根拠及び特記事項	

※ 実費徴収するものを除き、入居者から一律徴収する料金について該当する項目を記入してください。

承 諾 書

下記のとおり、土地所有者(以下、「甲」という。)は、燕市が募集する地域密着型サービスに応募しようとする法人(以下、「乙」という。)が、甲の所有する不動産(土地もしくは建物)において行おうとする介護保険サービス事業所の設置計画及びそれに伴う当該不動産の提供(売買もしくは賃貸)について承諾する。

記

1. 甲が所有し、乙に提供する不動産の所在地

2. 乙が行おうとする介護保険サービス事業所の種別

3. 不動産の提供の形式(売買もしくは賃貸)

◇甲が乙から説明を受け、承諾した事項

- ・ 乙が甲の所有する土地で行おうとする介護保険サービス事業所の概要及び建設計画。
- ・ 燕市が募集する地域密着型サービスに乙が応募し、燕市から乙の介護保険サービス事業所の設置計画について承認の決定がなされた場合、遅滞なく乙との間に上記の不動産の契約を締結すること。
- ・ 前項の不動産の契約において甲が負うべき義務、負担及び責任。
- ・ 燕市が募集する地域密着型サービスに乙が応募し、燕市から乙の介護保険サービス事業の設置計画について不承認の決定がなされた場合、燕市からはそれに伴う損害等に対する補償等が一切されないこと。

令和 年 月 日

(甲) 住 所

氏 名

印

【法人の場合】

住 所

法人名

代表者氏名

印

(乙) 所在地

法人名

代表者氏名

印

説明者氏名

印

様式13

整備地域の住人、自治会等に理解を得るための方策等

対象自治会名

--

説明会等の開催予定計画

--

質問票

提出日 令和 年 月 日

法人名：

担当者名：

連絡先：TEL

FAX

e-mail

送付先：FAX 0256-77-8138 E-Mail choju@city.tsubame.lg.jp

番号	質問分類	質問内容	回 答
	1 募集要項関係 2 提出書類関係 3 その他	(要項のページ番号等)	

辞 退 届

令和 年 月 日

燕市長 様

所 在 地	_____
法 人 名	_____
代表者名	_____
電話番号	_____

燕市地域密着型サービス事業者の公募に係る応募を下記の理由により辞退しますので、届け出します。

記

(辞退理由)